

【FinTech実証実験ハブ⑥】位置情報等を活用した本人認証及び顧客管理に関する実証実験

- 従来のID・パスワード方式に替えて、顧客のスマートフォン等の取引端末に係る位置情報と顧客の生体情報（顔認証）を、インターネットバンキングにおけるログイン・取引認証に用いるとともに、その位置情報を顧客の登録情報の最新化等に活用することを検討。
- これにより、インターネットバンキングにおけるセキュリティの確保や顧客管理（カスタマー・デュー・ディリジェンス：CDD）の高度化が可能か検証。
- 参加企業は、みずほ銀行、グーグル・クラウド・ジャパン、野村総合研究所、大日本印刷。ほか協力銀行多数。

実験概要

- (1) 新規口座開設段階におけるe-KYC時に位置情報を取得。また、本人確認書類（券面）の顔写真との一致を確認した顔画像情報を取得。
- (2) 実証実験用アプリケーションでの疑似取引時に顔情報及び位置情報を取得し認証を実施。
※実験では、便宜的に、取引時における顔情報及び位置情報による認証とした。
- (3) 住所や職場等取引場所として登録した場所以外での取引を検知した場合等に、居住性確認通知（登録場所での位置情報取得の要請）を実施。位置情報が登録場所と一致せず居住を確認できない場合には登録場所の変更を促す通知を送付。

(1)



実験アプリを通じて位置情報(Wi-Fi, GPS, 基地局)の取得



本人確認書類（券面）との一致が確認された顔画像の登録

(2)



実験アプリで取得した位置情報



本人確認書類（券面）との一致が確認された顔画像との顔認証

二つの認証に成功
=取引OK
※実験時仕様

(3)

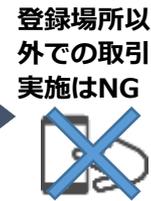
登録住所とみなせる場合

=取引OK



範囲外

=取引NG



登録場所以外での取引実施はNG

登録場所での位置情報取得の要請



実験結果等

- 顔認証と位置情報の組み合わせによる本人認証ではなく、インターネットバンキングの本人認証における従来のID・パスワード方式の二要素目もしくは三要素目の機能として運用を行うことについては、監督指針に定めるインターネット等の通信手段を利用した非対面取引を行う場合に講ずるべきセキュリティ確保の観点から、実現の可能性がある旨を金融庁から回答した。なお、実装に向けては、機能の詳細等を引き続き確認していく必要がある。
- 取引に利用された端末の位置情報は、これを金融機関において適切に把握できる態勢を構築する限り、ガイドラインに定める顧客管理の観点から、他の顧客管理手法に加えて使用することを前提に、顧客情報の確認や最新化、顧客リスク評価の見直しのトリガーとして活用可能性がある旨を金融庁から回答した。なお、実装に向けては、技術的な課題や人員態勢など運用上の課題等について、引き続き検討していく必要がある。
- 今後、こうした位置情報等を活用した新たなサービスの実現により、金融機関等による金融取引の安全性・利便性の向上や、顧客管理の高度化の実現が期待される。